

# 「九州中学校体育大会引率細則」

本細則が適用されるのは、学校事情により、校長・教員・部活動指導員が引率できず、校長がやむを得ないと判断した場合に限るもので、安易に引率者としての外部指導者(コーチ)の引率を認めるものではない。

## 1 引率者としての外部指導者の規定

当該校長が認めた成人であり、日頃から指導に当たっている者のことをいう。なお、事前に校長との間で外部指導者としての契約がなされていること。

- (1) 引率者としての外部指導者は、各大会の申込用紙の引率者欄に必要事項を記入すること。
- (2) 引率者としての外部指導者に規定違反、不適切な言動等があったときは、不適格者として開催県中学校体育連盟会長から当該県中学校体育連盟及び当該校の校長に連絡し、資格を取り消す。
- (3) この規定以外のことは、各競技専門部の規定及び大会要項のとおりとする。

## 2 引率を認める競技

引率者としての外部指導者の引率を認める個人競技は、次の11競技とする。但し、団体戦は該当しない。

- ① 陸上 ② 体操・新体操 ③ 卓球 ④ 柔道 ⑤ 剣道 ⑥ 水泳 ⑦ バドミントン
  - ⑧ 相撲 ⑨ ソフトテニス ⑩ 空手道 ⑪ テニス
- ※ 陸上及び水泳のリレーは個人種目として取り扱わない。

## 3 資格及び手続き

引率者としての外部指導者には、監督の資格を認めない。

- (1) 監督については、当該校の校長が監督を引き受けた教員の所属長(校長)と本人に文書で依頼する。
- (2) 手続きは、様式1, 2, 3, 4をもって行う。
- (3) 当該校の校長は、参加申込書とともに、様式1を各県中学校体育連盟を通じ、開催県実行委員会に提出する。

## 4 責 任

生徒の出場に関わる全責任は校長が負う。

## 5 引率及び大会会場において守るべき留意点

- (1) 引率に関する留意点
  - ア 引率時は、公の交通機関を利用する。
  - イ 外部指導者は任意の傷害保険等に加入する。加入手続きは、外部指導者が行い、費用は原則として自己負担とする。
  - ウ 引率にかかわる外部指導者の費用は、原則として自己負担とする。
  - エ 生徒の服装、持ち物等については各学校のきまりに従う。
  - オ 大会の結果と帰校報告を、帰宅後直ちに行う。
  - カ 宿泊する場合は、指定宿舎とする。
  - キ その他、引率に必要な事項を指導する。
- (2) 大会会場に関する留意点
  - ア 引率者は、次のことに留意すること。特に引率者として相応しくないと大会本部が判断した場合は退場を命じる。生徒は失格となることもある。
  - イ 大会要項を順守し、責任ある行動をとる。
  - ウ 各競技会場の使用上のきまりに従う。
  - エ 競技上の抗議及び問い合わせは、校長が依頼した監督に連絡をとる。

## 6 細則に関わる申し合わせ

九州中学校体育大会における外部指導者引率についての運用は、各県の事情にゆだねるものであり、制度利用は強制するものではない。

平成30年2月一部改正 1

※ この細則は、平成23年4月15日から施行する。